

地方分権改革の総括と展望 中間取りまとめについて

平成26年2月14日

地方分権改革有識者会議座長
神野 直彦

地方分権改革のこれまでの経緯と成果

内閣	主な経緯と成果	
宮澤内閣 (H3. 11~H5. 8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第1次分権改革
細川内閣 (H5. 8~H6. 4)		
羽田内閣 (H6. 4~H6. 6)		
村山内閣 (H6. 6~H8. 1)	H7.5 地方分権推進法成立	
橋本内閣 (H8. 1~H10. 7)	7 地方分権推進委員会発足(委員長: 諸井虔) ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告	
小淵内閣 (H10. 7~H12. 4)	H11.7 地方分権一括法成立⇒ 機関委任事務制度の廃止、国の関与の新しいルールの確立等	
森内閣 (H12. 4~H13. 4)		第2次分権改革
小泉内閣 (H13. 4~H18. 9)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長: 西室泰三) H14.6~17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年)⇒三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	
安倍内閣 (H18. 9~H19. 9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立	
福田内閣 (H19. 9~H20. 9)	H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長: 丹羽宇一郎)	
麻生内閣 (H20. 9~H21. 9)	H20. 5 第1次勧告(重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲 等)	
鳩山内閣 (H21. 9~H22. 6)	H20.12 第2次勧告(出先機関の見直し(国から地方への事務・権限の移譲等)、義務付け・枠付けの見直し 等)	
菅内閣 (H22. 6~H23. 9)	H21.10 第3次勧告(義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化 等)	
	H21.11 第4次勧告(地方税財政 等)	
野田内閣 (H23. 9~H24. 12)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立 8 第2次一括法成立	
安倍内閣 (H24. 12~) (第2次)	H25.6 第3次一括法成立	
	12 権限移譲等の見直し方針(閣議決定)	
	H26.3 第4次一括法案(今国会に提出)【予定】	

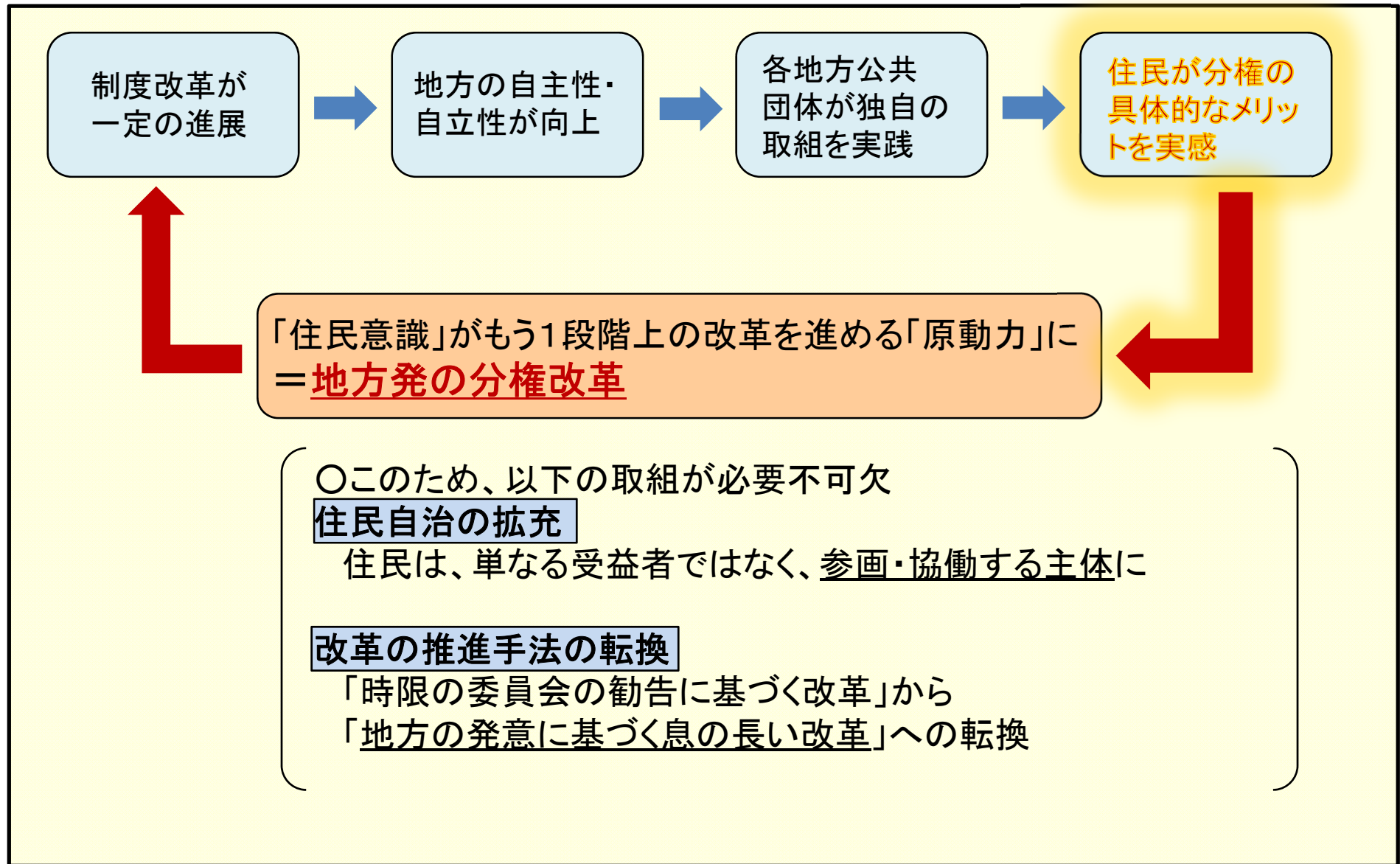
⇒

- ・規制緩和(義務付け・枠付けの見直し) 975/1316条項(実施率74%)
- ・基礎自治体への権限移譲 72/105事項(実施率69%)

⇒

- ・国 → 地方公共団体 66/96事項(69%)
- ・都道府県 → 指定都市 41/64事項(64%)

新たな段階の改革推進のための好循環の形成



個性と自立、新たなステージの地方分権改革の展開

<キーワード>

- 1 地方の **発意** ⇒ 地方から制度改正の提案を募る
「提案募集方式」を導入
提案を元に重点分野を設定し、改革を推進
- 2 恒常的な推進体制 ⇒ 地方分権改革有識者会議の **専門部会**
を活用して、深掘り
- 3 地方の **多様性** ⇒ 権限移譲に当たり、 **「手挙げ方式」**
を導入

提案募集方式

○個々の地方公共団体から全国的な制度改革の提案を広く募る方式

(中間取りまとめ P7参照)

- これまでの法定委員会の勧告に基づく方式に替えて、地方のイニシアチブによる改革を推進
- なるべく幅広く提案を求めつつ、提案内容が一地方公共団体でなく一定程度の広がりを有するよう留意
- ブロック単位の複数の地方公共団体からの提言や、地方公共団体の職員の任意の組織からの提言など、柔軟な形での提言が出てくるよう、国・地方ともに工夫すべき

政府の推進体制の整備

○地方分権改革有識者会議の専門部会の恒常的な活用

(中間取りまとめ P8参照)

- 「提案募集方式」の導入に伴い、地方の提案や発意を恒常的に受け止め、スピード感を持って実現に取り組む政府の推進体制が必要
- 専門部会を有効に活用し、専門性を確保しつつ、十分に議論・検討を深めるべき

【参考】これまで開催した専門部会とその成果

雇用対策部会(部会長:小早川光郎):ハローワークの求人情報の地方公共団体へのオンライン提供等

地域交通部会(部会長:後藤 春彦):自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲等

農地・農村部会(部会長:柏木 齊):農地転用に係る事務・権限の移譲、農地転用等に係る規制緩和

手挙げ方式

○ 地域の多様性を反映するため、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する方式 (中間取りまとめ P7、10参照)

- 全国一律の権限移譲を行う場合には、必要に応じ市町村間の広域連携や、それでも困難な場合都道府県による補完が検討されるべき
さらに、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、「手挙げ方式」を導入すべき
- 「手挙げ方式」による実績が積み上がっていくことで、他の地域へも波及し、全体として行政サービスの向上につながる
- 地方公共団体の間で制度が異なることにより、住民に不利益が生じないように留意が必要

※ 今回の国から地方への事務・権限の移譲等においても、自家用有償旅客運送の登録・監査等について先行的に実施

改革成果の効果的な情報発信

(中間取りまとめ P16～17参照)

- ・ 国民が改革の成果を実感でき、また、地方が取組を進めるためのノウハウを把握できるような情報発信が必要
- ・ ソーシャルメディア (Facebook、Twitter) など情報の受け手に直接働きかける媒体も活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等のネットワーク化を進めるべき
- ・ 新たに全国シンポジウムの開催などにより、広く国民に改革の成果を実感してもらうことも重要

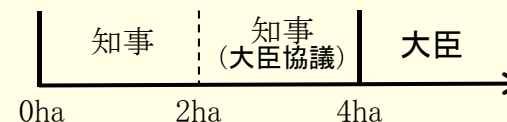
重要な政策分野における課題例①

土地利用(農地分野)

課題例

- 2ha超の農地転用許可は、国に権限が留保されているため、地方公共団体が、総合的なまちづくりを展開する上で支障

【参考】農地転用の許可権限



【支障事例】

- ・塩害が大きく営農に適さない農地について、インターチェンジに近い企業が進出を計画したが、国との協議に1年を要したため、断念

改革の方向性

- 地方の意見も踏まえつつ、改正農地法附則に基づき、本年を目途として、地方分権及び農地確保の観点から、転用事務の実施主体や国の関与の在り方等について検討し、必要な措置
- 中長期的な課題として、土地利用に関する各種法体系を一元化するなど、可能な限り住民に身近な市町村が権限と責任を担う方向で、政府部内で議論を行うべき

重要な政策分野における課題例②

福祉施設の面積・人員配置基準

課題例

○ 条例で基準を定めるに当たり、国の一律的な基準に従わなければならない（「従うべき基準」）ため、地域の実情やニーズを反映できない

【支障事例】

- ・ 待機児童が多い都市部でも少子化が進む地方部でも保育所の面積基準は同じ（0,1歳児のほふく室1人当たり3.3㎡以上等）
- ・ 公立保育所では3歳未満児の給食の外部搬入が特区により認められているが、民間保育所では認められておらず、創意工夫を阻害

改革の方向性

○ 国が定めている「従うべき基準」の設定の根拠等を検証し、児童等の安全性に配慮しつつ、地域の実情に応じ基準の弾力化が図られるように見直す

改革の推進に当たり今後地方に期待すること①改革成果の住民への還元

(中間取りまとめ P18～19参照)

- 制度改革が進んでも、地方公共団体の行政運営が変わらなければ、住民にとって成果が現れないため、地域課題の解決に向け独自の工夫を行うべき
- 改革の成果を住民に分かりやすく情報発信すべき
- このため、各地方公共団体における体制整備、専門人材の育成、政策法務能力の強化、教育機関や企業との連携等が重要

改革の推進に当たり今後地方に期待すること②住民自治の拡充

(中間取りまとめ P18～19参照)

- 住民の政策形成過程への参画、住民と行政の協働、住民による事業や政策の評価・チェックなどの住民自治に資する仕組みを取り入れ、その進化を図るべき
- NPOが主導し、あるいはNPOと行政が協働した形での地域課題の解決に向けた取組を、様々な分野で展開すべき
- 地方議会は、行政を監視・評価し、住民の意見を集約・代弁し、また、住民に対し説明するという期待される機能をより発揮すべき

改革の推進に当たり今後地方に期待すること ③改革提案機能の充実

(中間取りまとめ P18～19参照)

- 各地方公共団体は、改革すべき事項について、その裏付けとなる支障事例の抽出を含め、十分検討し、国に対して積極的に問題提起を行うべき
- 地方六団体は、率先して改革議論を導く機能を担うとともに、情報交換機能、相談助言機能、シンクタンク機能を強化すべき

個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)～

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

- －国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

- －時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

- －機関委任事務制度の廃止
- －国の関与のルール確立

法的な自主自立性の拡大

- －自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

- －地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

- －個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- －地方からの「提案募集方式」の導入
- －政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

- －連携と補完によるネットワークの活用
- －「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

- －自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

- －住民の理解と参加の促進

改革の「総括」 ～20年の歩み～

第1次分権改革(H7～11):国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

例:機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール確立

第2次分権改革(H19～):具体的な改革の進展(権限移譲、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)等)

権限移譲(72項目(実施率69%))、義務付け・枠付けの見直し(975条項(実施率74%))

今後の「展望」 ～今求められる地方分権改革～

改革の使命・目指す姿

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

- ・ 行政の質と効率を上げる
- ・ まちの特色と独自性を活かす
- ・ 地域ぐるみで協働する

目指すべき方向

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 2 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)の推進
- 3 地方税財政の充実強化
- 4 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

改革の進め方

1 第4次一括法案の提出

- ・ 次期通常国会に提出し、権限移譲を着実に推進

2 提案募集方式の導入

- ・ 個々の地方公共団体の意見を広く取り上げる方式

3 手挙げ方式の導入

- ・ 個々の団体の発意に応じ選択的に移譲できる方式

4 政府の推進体制の整備

- ・ 地方の提案を受け止める恒常的な体制の整備

5 効果的な情報発信

- ・ SNS活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウム等の開催

今後地方に期待すること

1 改革成果の住民への還元

- ・ 地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
- ・ 住民に分かりやすい情報発信に努力

2 住民自治の拡充

- ・ 政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮

3 改革提案機能の充実

- ・ 専門性を有する人材の育成、政策法務の強化
- ・ 地方六団体の機能強化

ご清聴ありがとうございました